

○神戸学院大学任期付事務職員任用規程運用細則（抜粋）

（給与）

第8条 任期付事務職員の給与は、本俸、諸手当及び期末手当に分ける。

- 2 給与は通貨をもつて直接本人に全額を支給する。ただし、労使協定の定めにより控除が認められたもの及び法令に規定されたものは控除する。
- 3 本俸については、別表1及び別表2の任期付事務職員俸給表により、支給する。
- 4 扶養手当、住宅手当及び通勤手当は、神戸学院大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)により支給する。
- 5 入試手当は、嘱託に準じて支給する。
- 6 給与は月給制とし、毎月1日から末日までの分を、その月の25日に支給する。ただし、支給日が日曜日、祝日、休日にあたる場合は、1日ずつ繰りあげて支給する。
- 7 期末手当は本給の6か月分を支給する。ただし、事務職員の支給率が変更となった場合には連動して変更する。
- 8 本人の同意を得た場合、本人が指定する銀行又はその他金融機関の本人名義の預金口座への振込により支払うことができる。

（勤務時間）

第9条 任期付事務職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間以内、1日について8時間以内とする。

2 任期付事務職員等の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻	終業時刻	休憩時間
9時00分	17時30分	11時45分～12時45分

3 前項の始業時刻、終業時刻及び休憩時間を、大学の都合により繰り上げ又は繰り下げるときがある。そのときは事前に通知する。

（休日）

第13条 任期付事務職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日(法定休日とする。)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休暇3日(毎年6月末日までに時季を特定して任期付事務職員に通知する。)

(4) 年末年始休暇(12月29日～1月4日)

(5) 創立記念日(1月23日)

(6) 職種による休日

- 2 業務の都合でやむを得ない場合は、前項に定める休日に勤務を命ずるときがある。
- 3 前項の定めにより休日に勤務した場合は、代休又は振替休日を与えることとする。ただし、代休日及び振替休日は無給とする。
- 4 第1項第6号に定める休日の取り扱いは、別に定める事務職員等の第2休日制度実施要項による。

(年次有給休暇)

第16条 任期付事務職員の年次有給休暇は、年間で最高16日まで与える。内訳は次のとおりとする。

(1) 勤務1年目の者 年間10日

(2) 勤務2年目の者 年間11日

(3) 勤務3年目の者 年間12日

(4) 勤務4年目の者 年間14日

(5) 勤務5年目の者 年間16日

- 2 半日(午前又は午後)の年次有給休暇を請求することができる。ただし、12時が終業時刻の日は1日の年次有給休暇を取得したものとする。
- 3 時間単位の年次有給休暇を請求することができる。時間単位年次有給休暇については別に定める。
- 4 年次有給休暇を、病気等の欠勤日と振り替えることができる。
- 5 第1項の年次有給休暇の残日数は、次年度に限り最高14日の繰り越しを認める。
- 6 年次有給休暇により休業した期間については、所定の賃金を支払う。
- 7 第1項の規定により年間10日以上の有給休暇を与えたときは、有給休暇日数のうち5日については、時季を指定することにより付与することができるものとする。ただし、5日のうち、任期付事務職員が取得した日数分は、時季を指定して付与しない。

(退職手当)

第28条 退職手当は支給しないものとする。

別表2

俸給表C(任期付事務職員Cに適用)

(単位：円)

号俸	経歴年数	基準年齢	本俸月額			備考
			専門職1	専門職2	専門職3	
1	10	25	273,500	246,200	218,800	* 本俸は経歴年数に対応する俸給表Cにより決定する。
2	11	26	282,900	254,700	226,400	
3	12	27	292,300	263,100	233,900	
4	13	28	301,600	271,500	241,300	
5	14	29	310,800	279,800	248,700	* 本俸決定の基準となる経歴年数の算出については、職員給与規程を準用する。
6	15	30	320,000	288,000	256,000	
7	16	31	328,900	296,100	263,200	
8	17	32	337,800	304,100	270,300	
9	18	33	346,400	311,800	277,200	
10	19	34	354,700	319,300	283,800	
11	20	35	363,000	326,700	290,400	* 専門職1、専門職2及び専門職3の適用区分については、職種、資格、経験等を総合的に勘案して決定する。
12	21	36	371,200	334,100	297,000	
13	22	37	379,100	341,200	303,300	
14	23	38	387,000	348,300	309,600	
15	24	39	394,900	355,500	316,000	
16	25	40	401,900	361,800	321,600	
17	26	41	408,400	367,600	326,800	
18	27	42	414,900	373,500	332,000	
19	28	43	420,900	378,900	336,800	
20	29	44	426,900	384,300	341,600	
21	30	45	432,400	389,200	346,000	
22	31	46	437,900	394,200	350,400	
23	32	47	443,400	399,100	354,800	
24	33	48	448,800	404,000	359,100	
25	34	49	454,200	408,800	363,400	

26	35	50	459,200	413,300	367,400
27	36	51	464,200	417,800	371,400
28	37	52	469,200	422,300	375,400
29	38	53	473,200	425,900	378,600
30	39	54	477,200	429,500	381,800
31	40	55	481,200	433,100	385,000
32	41	56	484,200	435,800	387,400
33	42	57	487,200	438,500	389,800
34	43	58	490,200	441,200	392,200
35	44	59	493,200	443,900	394,600
36	45	60	496,200	446,600	397,000
37	46	61	498,200	448,400	398,600
38	47	62	499,200	449,300	399,400
39	48	63	499,700	449,800	399,800
40	49	64	500,200	450,200	400,200
41	50	65	500,700	450,700	400,600